

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 独立行政法人国立健康・栄養研究所)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額 (単位：円) | 契約種類 | 随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載) | 見直しの結果 | 講ずる措置 | 類型区分 | 備考 |
|----|---|---------------------------------|---|------------|--------------------------------|------|--|----------|---|------|----|
| 1 | キヤノンシステムソリューション株式会社 代表取締役 浅田和明 東京都港区三田3-1-2B | 賃借「安定同位体質量分析計」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 748,440円(月額) 8,981,280円(年額) | 随意契約 | 本後査察時は平成15年度に一般競争入札で落札した事業者からリースされており5年間の継続利用をすることを前提に安価な料金が設定されているため、当研究所会計規程第37条第1項第3号の規定により随意契約とした。 | 見直しの余地あり | 一般競争入札に移行 (20年度から) | - | |
| 2 | キヤノンシステムソリューション株式会社 代表取締役 浅田和明 東京都港区三田3-1-2B | 賃借「健康栄養情報サーバー」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 220,000円(月額) 2,640,000円(年額) | 随意契約 | 本後査察時は平成16年度に一般競争入札で落札した事業者からリースされており5年間の継続利用をすることを前提に安価な料金が設定されているため、当研究所会計規程第37条第1項第3号の規定により随意契約とした。 | 見直しの余地あり | 一般競争入札に移行 (20年度から) | - | |
| 3 | 株式会社 高電社 代表取締役 岩城陽子 大阪市阿倍野区昭和町3-7-1 | 役務「WEBリンク翻訳サービス」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 2,288,000円(年額) | 随意契約 | 当該システムは、契約事業者が独自に考案したシステムであり、再販事業者への卸販売はなく、また、他事業者で同様のシステムを提供する者がいないため競争に付することができない。当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの (他事業者で同様のシステムを提供する者がいないため) | 18 | |
| 4 | 東京ビジネスサービス株式会社 代表取締役 野島信明 東京都新宿区西新宿6-14-1 | 保守「スクラパー保守整備」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 1,113,000円(年額) | 随意契約 | 国立試験検査機関の研究庁舎の一部を使用しており、庁舎の総合的維持管理全般は庁舎管理者が一般競争入札で事業者を選定している。専用部分の維持管理費負担を当該事業者と契約を結ばなければならないため他社との競争に付することができないことから当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの (施設の管理上、両業者以外との契約は出来ない) | 18 | |
| 5 | 東京ビジネスサービス株式会社 代表取締役 野島信明 東京都新宿区西新宿6-14-1 | 保守「プール施設の日常運転の点検業務」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 1,437,187円(年額) | 随意契約 | 国立試験検査機関の研究庁舎の一部を使用しており、庁舎の総合的維持管理全般は庁舎管理者が一般競争入札で事業者を選定している。専用部分の維持管理費負担を当該事業者と契約を結ばなければならないため他社との競争に付することができないことから当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの (施設の管理上、両業者以外との契約は出来ない) | 18 | |
| 6 | 東京ビジネスサービス株式会社 代表取締役 野島信明 東京都新宿区西新宿6-14-1 | 役務「労働者派遣業務」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 5,006,475円 | 随意契約 | 人材を必要としている業務は専門的知識が必要とし、事前に雇ったところ、当該知識を有する者を派遣できる事業者は他におらず競争に付することが出来ないため、当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | 見直しの余地あり | 一般競争入札に移行 (20年度から) | - | |
| 7 | NECネットワークソリューションズ株式会社 代表取締役 松本秀雄 東京都港区三田1-4-2B | 保守「健康食品等関連情報管理システム」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 249,900円(月額) 2,998,800円(年額) | 随意契約 | 当該システムは、平成15年度に契約した事業者が制作したシステムで、保守管理を行うには他の事業者では保守不可能のため、当研究所会計規程第37条第1項第3号の規定により随意契約とした。 | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの (両業者が開発したシステムであるため、他の業者では扱えない) | 18 | |
| 8 | スフィアネット株式会社 代表 唐澤明 東京都文京区本郷3-2-3 | 役務「機能性食品因子データベース検索システム構築」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 1,638,000円 | 随意契約 | 当該システムは、契約した事業者が制作したシステムで、他機関にあるデータを論理検索を行うシステムを別に構築するには他の事業者では不可能のため、当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | 見直しの余地あり | 一般競争入札に移行 (20年度から) | - | |
| 9 | 東方醸業工業株式会社 取締役社長 鴨川俊次 横浜市磯区江ヶ崎1-1-34 | 購入「二重濃縮水(180WATER(10%))」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 1,732,500円 | 随意契約 | 取り扱を行う種数の事業者に在庫の確認を行ったところ、希望する期日までにご納品可能な事業者が2社しかいなかったことにより、当研究所会計規程第37条第2項第1号の規定により随意契約とした。なお、予定価格の範囲内で、かつ、最低見積価格である事業者を選定した。 | 見直しの余地あり | 一般競争入札に移行 (19年度から) | - | |
| 10 | 株式会社三菱化学ピーエール 代表取締役 佐川直敏 東京都板橋区志村3-30-1 | 役務「検査委託業務一式」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年4月1日 | 3,500,000円 | 随意契約 | 当該検査データは平成17年度からの継続した研究であり、データの科学的な信頼性、一貫性を求めるため他の検査機関と競争に付することができないため、当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | 見直しの余地あり | 随時一般競争入札に移行 (20年度から) | - | |
| 11 | NECネットワークソリューションズ株式会社 代表取締役執行役員 長瀬 潤上 東京都港区三田1-4-2B | 役務「健康食品の安全性・有効性情報の交流広場」システム改修」 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾年博 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年7月26日 | 2,992,500円 | 随意契約 | 当該システムは、契約事業者が制作した情報発表システムであり多くの情報発信を行うため改修が必要だったが、他の事業者では改修できないため、当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの (両業者が開発したシステムであるため、他の業者では扱えない) | 18 | |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 独立行政法人国立健康・栄養研究所)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(単位：円) | 契約種類 | 随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載) | 見直しの結果 | 講ずる措置 | 類型区分 | 備考 |
|----|--|----------------------------------|---|-------------|------------|------|--|----------|--|------|----|
| 12 | タカラバイオ株式会社 営業部長 宮村 毅 大津市瀬田3-4-1 | 購入「sRNA発現組み換えアデノウイルス」 | 独立行政法人国立健康栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾 年裕 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年10月16日 | 2,645,000円 | 随意契約 | 当該ウイルスを使用する研究は平成17年度からの継続した研究であり、データの科学的な信頼性、一貫性を求めるため他のウイルス供給事業者と競争に付することができないため、当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | 見直しの余地あり | 一般競争入札に移行 (18年度から) | - | |
| 13 | 神田通信機株式会社 代表取締役社長 松丸 美佐保 東京都千代田区神田 富山町24 | 役務「財務会計システム(見える会計Ver3)移装」 | 独立行政法人国立健康栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾 年裕 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年11月17日 | 2,520,000円 | 随意契約 | 当該システムは、契約事業者が制作した会計処理ソフトで、ハード(PC等)の更新に際し他の事業者では移装できないため、当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの (同業者が開発したシステムであるため、他の業者では扱えない) | 18 | |
| 14 | ジーイー横河メディカルシステム株式会社 東京支店支店長 中澤 幸夫 東京都文京区本郷 込2-28-10 | 役務「マウス用骨密度測定装置の修理」 | 独立行政法人国立健康栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾 年裕 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年11月17日 | 2,778,300円 | 随意契約 | 当該装置は放射線を使った特殊な機器のため当該業者社しか修理を行えず、また、修理のため交換が必要部品も当該業者しか扱っていないため、当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの (当該装置は放射線を使った特殊な装置であるため、その修理についても同業者しか扱えない) | 18 | |
| 15 | NECネクサソリューションズ株式会社 代表取締役執行役員 社長 浦上岩雄 東京都港区三田1-4-28 | 役務「健康食品の安全性・有効性情報(HFNET)のデザイン変更」 | 独立行政法人国立健康栄養研究所 経理責任者 事務部長 横尾 年裕 東京都新宿区戸山1-23-1 | 平成18年12月25日 | 3,018,750円 | 随意契約 | 当該システムは、平成15年度に契約事業者が制作した情報発信システムで、今回ホームページを見やすくし、掲載情報を効果的に伝達するため、HPのデザインを中心とした設計の重要をしいが他の事業者では改修できないため、当研究所会計規程第37条第1項第1号の規定により随意契約とした。 | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの (同業者が開発したシステムであるため、他の業者では扱えない) | 18 | |
| 合計 | | | | | 45,269,792 | | | | | | |

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直しは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不発・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」